

○警備業法に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 7 号 神生総発第 37 号）

最終改正 平成 24 年 12 月 6 日 例規第 48 号 神生総発第 328 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、警備業法、警備業法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則及び警備員等の検定等に関する規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う警備業の認定等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 警備業者の認定(第 5 条―第 11 条)

第 3 章 各種届出

第 1 節 通則(第 12 条―第 14 条)

第 2 節 警備業務(第 15 条―第 25 条)

第 3 節 機械警備業務(第 26 条・第 27 条)

第 4 章 責任者

第 1 節 責任者資格者証の交付対象者の認定等(第 28 条・第 29 条)

第 2 節 責任者資格者証(第 30 条―第 34 条)

第 3 節 現任責任者講習(第 35 条)

第 5 章 検定等

第 1 節 警備員等の検定等

第 1 款 検定(第 36 条―第 39 条)

第 2 款 検定合格者審査(第 40 条―第 43 条)

第 3 款 成績証明書の手換え等(第 44 条・第 45 条)

第 2 節 合格証明書(第 46 条―第 51 条)

第 6 章 管理者

第 1 節 管理者資格者証の交付対象者の認定等(第 52 条・第 53 条)

第 2 節 管理者資格者証(第 54 条)

第 7 章 雑則(第 55 条)

等である。